

平成29年11月30日

日マ陸連発第17-045号

各都道府県マスターズ陸上競技連盟会長 殿

(公社) 日本マスターズ陸上競技連合
会長 鴻池 清司 (公印略)

(公社) 日本マスターズ陸上競技連合会員の (公財) 日本陸上競技連盟会員登録について

平成29年6月10日東京都において開催された (公社) 日本マスターズ陸上競技連合 (以下「日マ連合」という。) 総会での決定に基づき、(公財) 日本陸上競技連盟 (以下「日本陸連」という。) への会員登録の促進策を下記のとおり推進しますので、貴マスターズ陸上競技連盟の会員を該当都道府県陸上競技協会へ全員登録に向け促進されますようお願い申し上げます。

1 日本陸連への全員登録の経緯

- (1) 日マ連合が1993年5月に世界ベテランズ陸上競技選手権宮崎大会を開催するにあたり、日本陸連の協力が必要となり、日マ連合の会員全員が日本陸連に会員登録することを約束 (文書の取り交わしはない。) し、1992年4月に日本陸連の5つ目の協力団体となった。
- (2) 日本陸連との合意をもとに1992年 (平成4年) 8月29日の日マ理事会において、日本陸連に全員登録することを決定した。
- (3) 日マ連合が2005年に社団法人化するにあたり、監督官庁である文部科学省が法人化するには日本陸連の推薦がなければ認められない。との指導を受けたため、日本陸連と以下の約束をして推薦されることとなった。
 - ① 日本陸連 (都道府県陸協) への会員登録を積極的に推進すること。
 - ② 都道府県陸協との連携を更に密にとって大会を開催すること。
 - ③ 3年以内に日マ連合の事務局を東京に設置すること。

2 日本陸連への登録の必要性

- (1) 日本陸連は、日マ連合との約束が果たされていないことから、2017年3月開催の2016年度全国競技運営責任者会議において、各都道府県陸協に対し今年度中の進展を要請している。
- (2) 日マ連合及び連盟が主催する大会は、日本陸連の競技規則に従い競技をし、日本陸連の公認審判員により運営されている。
- (3) マスターズ大会出場年齢が18歳以上となり、日本陸連の日本記録やランキング対象となる公認記録を要望する会員が今後増加することが推測される。
- (4) マスターズピックなど国際大会を開催するためには、日本陸連の協力なしでは開催できない。
- (5) 日本陸連の協力5団体で、全員登録されていないのは、日マ連合のみである。
- (6) 日本陸連が方針の一つと掲げる「ウェルネス陸上の発展」は、協力団体としては日マ連合が先導しており、今後も日マ連合が積極的に関与し、日本陸連と一丸となって社会の要請に応えることが、日マ連合のみならず日本陸上界が一層発展することができる。

3 日本陸連への登録方法

登録は、都道府県陸協に個人登録又は加入団体登録によりに登録する。

登録した会員に会員証を配布し、日本陸連の登録番号「JAAF-ID」を知らせる。

※日マ連合への登録は、日マ連合の従来の様式の項目に JAAF-ID 番号欄を新設し、従来通りの申請をする。

4 大会および記録の公認について主な変更点

(1) 大会の公認

世界マスターズ協会（WMA）、アジアマスターズ協会（AMA）、日本マ連合およびその地域連盟並びに各都道府県連盟が主催する公認大会は、すべて日本陸連の公認大会とする。

※ただし、2019年度までは各都道府県マスターズ連盟が主催する大会で、参加者が日本陸連登録者と未登録者が混在する場合は、日本陸連の公認大会にはならないが、日マ連合の公認大会となる。2020年以降は、登録者、未登録者の混在する大会は、日マ連合の公認大会とならない。

(2) 大会への参加資格

都道府県陸協登録の日マ会員は、日本陸連、都道府県陸協およびWMA, AMA, 日マ連合並びにその地域連盟並びにその都道府県マスターズ連盟が主催する大会に参加できる。

※ただし、2019年度までは地元陸協未登録者も、各都道府県マスターズ連盟主催の日マ連合の公認大会に参加できる。2020年度以降は、すべてのマスターズ公認大会に参加できない。

(3) 記録の公認

WMA, AMA, 日マ連合およびその地域連盟並びに各都道府県マスターズ連盟が主催する公認大会の記録は、すべて日本陸連および日マ連合の公認記録とする。

そのうち、日本陸連が記録を認める種目において、日本陸連の競技規則に則って競技が行われた場合に限り日本陸連の公認記録とする。それ以外の種目や日マ連合独自の競技規則で行われた種目については日マ連合の公認記録とするが日本陸連の公認記録とはならない。

※ただし、2019年度までは各都道府県マスターズ連盟が主催する公認大会で、参加者が日本陸連登録者と未登録者が混在する場合は、日マ連合のみ公認記録とする。2020年度からは、参加者が日本陸連登録者と未登録者が混在する場合は、日マ連合の記録も公認しない。

5 実施の時期

2018年度から促進策を実施し、2020年度から全員登録とする。

6 説明会の開催

この内容について説明会を開催いたします。交通費補助として一部連合負担いたします。

2017年12月23日（土）午後1時～ 新大阪丸ビル新館606号室（別紙参照）

<参考資料>

- 1 日本陸連との合意事項
- 2 日本マスターズ連合に於ける記録の扱いについて

日本マスターズ連合に於ける記録の扱いについて（確認）

（１）公認競技会と非公認競技会

- ① 地域マスターズ選手権・全日本マスターズ選手権等、地域および全日本・全国の競技会は全員が日本陸連登録会員であることが前提であるため、公認競技会となる。
- ② 都道府県マスターズ選手権等は出場資格に日本陸連登録会員であることを求めないため基本的に非公認競技会であるが、参加者全員が登録会員である場合には公認競技会として申請ができる。
- ③ 世界マスターズ、アジアマスターズ等は国際競技会として扱われる。そのため、日本陸連公認競技会とは見なせないが日本陸連登録会員が、日本陸連競技規則第 265 条の日本記録が公認される種目に記載されている種目に出場し、日本陸連競技規則に則って競技が行われた場合は公認記録として認める。

（２）公認競技会における公認記録

- ① 日本陸連競技規則第 265 条の日本記録が公認される種目に記載されている種目は日本陸連競技規則に則って競技が行われた場合には記録が公認される。
投てき物の規格やハードル（障害物）競走ではハードル（障害物）の高さ、スタートラインから 1 台目までの距離、ハードル（障害物）間の距離、最終ハードルからフィニッシュラインまでの距離が一般の規格であること。
- ② 日本陸連競技規則第 265 条の日本記録が公認される種目に記載されている種目であってもマスターズ連合の特殊ルール（記録の信頼性を担保する条項を変更した場合等）で実施された場合には記録は公認されない。
例：三段跳で踏切板を用いない、不正スタート 2 回目以降失格等
- ③ 日本陸連競技規則第 265 条の日本記録が公認される種目に記載されていない種目および投てき用具やハードルの規格が合致していない種目については「日本マスターズ陸上競技連合」の記録として取り扱う。その取り扱いについては日本マスターズ陸上競技連合の規則によるものとし、公認申請の対象とはしないものとする。
例：重量五種、立五段跳等

以上